

住 宅 第 1 6 7 1 号

平成 2 4 年 3 月 1 2 日

各(総合)振興局建設指導課長 様

建設部住宅局住宅課住宅管理担当課長

道営住宅における安否確認の強化について（通知）

道営住宅における安否確認については、これまでも親族や団地住民からの通報に基づき、必要に応じて確認していただいておりますが、今年1月以降、外部との連絡が取れないまま住戸内で死亡が確認されるいわゆる孤立死の事例が多数報道され、道営住宅におきましても毎年数件の事例が発生している状況です。

今後、団地入居者の高齢化が見込まれ孤立死の増加が懸念されることから、道営住宅管理者として団地を訪問する際には、特に高齢者・障害者等に対する声かけの実施や団地自治会と連携を図るなど、安否確認の強化に向けた取り組みについて、ご配慮願います。

なお、指定管理者にもその旨通知をお願いします。

(住宅管理グループ)